

議会議事録

令和5年 第1回定例会

日 時：令和5年1月17日
15時30分から

召集場所：消防本部会議室

沖永良部与論地区広域事務組合

令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会議事日程

令和5年1月17日 火曜日 15時30分 開議
 消防本部 1階会議室

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸般の報告
第4		行政報告
第5		一般質問 1. 沖野一雄君 2. 喜山康三君
第6	議案第1号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第2号	令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第2号)

令和5年 沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会会議録

告示月日	令和5年1月10日 告示第1号					
召集の場所	沖永良部与論地区広域事務組合 消防本部会議室					
開議・閉会の日時	令和5年1月17日 15時30分 開会 令和5年1月17日 16時41分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開議 15時30分 休憩 16時27分から16時31分 散会・延会・中止 時 分					
出席議員 並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 0名 【凡例】 出席 ○ 欠席 -	議席 番号	氏名	出 欠	議席 番号	氏名	出 欠
	議長	西 文男君	○	5	南 有隆君	○
	1	沖野一雄君	○	6	新山直樹君	○
	2	児玉実隆君	○	7	奥山雅貴君	○
	3	桂 弘一君	○	8	喜山康三君	○
	4	池田正一君	○			
会議録署名議員	1番 沖野一雄君		2番 児玉実隆君			
職務の為出席した者の氏名 総務課長補佐 山田英人君						
地方自治法第121条 により説明の為出 席した者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	今井 力夫君 前 登志朗君 山 元宗君（欠席） 井上 修吉君 白石 昭弘君	総務課長 署 長 分遣所長 介護次長	通村 隆彦君 平山 大樹君 本 哲文君 東 公仁君		
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

開会宣言

- 議長（西 文男君）ただ今から、令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（西 文男君）**日程第1**「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によって、1番「沖野一雄」君及び2番「児玉実隆」君を指名します。

会期の決定

- 議長（西 文男君）**日程第2**「会期決定の件」を議題とします。
○議長（西 文男君）お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
○議長（西 文男君）異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

諸般の報告

- 議長（西 文男君）**日程第3**「諸般の報告」を行います。
・10月14日に実施した「定例監査」について、監査委員からお手元にお配りしてある資料のとおり「適正に執行管理されている」旨の報告がありました。
12月20日に招集した令和4年第2回定例会は、上り便の欠航により、与論町からの出席ができなくなったため本日に延期いたしました。また、山副管理者から一身上の都合により本会を欠席する旨の届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

- 議長（西 文男君）**日程第4**「行政報告」を行います。管理者
○管理者（今井力夫君）行政報告につきましては、消防長の方から詳しく説明をさせたいと思いますので、宜しくお願いします。
○議長（西 文男君）消防長
○消防長（白石昭弘君）行政報告を申し上げます。令和4年8月9日第1回臨時議会後の行政報告を申し上げます。
・9月8日 奄美ドクターヘリ第1回幹事会がzoomにより開催され、知名町定例議会において、与論町同様ドクターヘリの併用運航ができないのかと要望があったことを報告し、県立大島病院中村救急救命センター長より、要綱に明記出来ないが考慮するとの回答があり、9月現在までの8件のドクターヘリ搬送があり、うち5件を患者・要請医師の希望する沖縄の医療機関に搬送しております。
・10月26日 令和4年度鹿児島県消防協会大島支部評議委員会が奄美市で開催され、議案審議について全会一致で承認されました。その他で知名町操法大会が令和2年、3年とコロナにより中止となっていましたので、令和8年度に繰り入れることを要望し、来年度の総会議案とすることになりました。
・11月4日 本署の20代職員が10月28日非番で自家用車を運転中20kmの速度超過で検挙されました。懲罰委員会を開き11月4日付で戒告処分をしております。町民の安心・安全を守る身でありながら死亡事故にも繋がりがねない行為に対しまして、全職員に訓示を行い免許証の提示と過去5年間の違反歴がないかを確認しております。
・11月14日 令和4年度奄美ドクターヘリ運航調整委員会が奄美市で開催され、運行要領等の変更5件について承認されました。運行要領の中で県消防防災ヘリの運航範囲に南3島が含まれておらず、実際には沖縄への施設間搬送も行っていますので、修正後の運航範囲を県消防保安課に確認して頂くよう要望してあります。
・1月12日 防災無線による消防団への要請方法について、与論町役場の総務課長・消防主任を交え検討会を持ち、現状とその対応について説明をし、役場側から海拔表示板を設置予定なので、そこに通報場所を標記出来ないか検討するという事でした。本署としてもさらに通信指令員の聞き取り能力の向上を図り、的確な発生場所を放送できるように努めます。

- ・同日、構成町3町の財政担当者による、令和5年度当初予算査定を実施し、年々厳しい財政状況の中で、財政担当者指導のもと、令和5年度予算は、最小必要経費のみを計上して審査をしております。次の資料につきましては、令和4年度中の災害出動件数と令和4年度の介護申請状況になっております。そちらの方はお目通しをお願いしたいと思います。以上で行政報告を終わります。

一般質問

- 議長（西 文男君）**日程第5** 「一般質問」を行います。発言を許可します。1番「沖野一雄」君
- 1番（沖野一雄君）はい、私この組合議会に戻って参りましてまた、改めて初めての質問となります。よろしく願いをいたします。私は今回二つのことを質問、と言うよりもむしろ提案という形で管理者はじめ皆さんにお示しをして、是非そのような形でご検討頂ければという気持ちで質問をさせていただきます。

1番目ですけれども表題としては、沖永良部与論地区広域事務組合議会にかかる質疑に関する改善策ということで、2点提案をさせていただきます1点目について趣旨を説明いたします。当、広域事務組合について、政策議論を交わす重要な機会である、私達組合議会に係る一般質問の質疑方式については、従来「質疑の回数は3回まで」としているところですが、町民に分かりやすい、より深みと厚みのある議論を行うために、規定時間内であれば「質問回数は制限なし」に改善することを提案いたします。ご見解を伺います。

2番目限られた時間内で行う一般質問について、2回目以降の質疑がより噛み合う議論とするために、事前通告書に記載された1回目の質問に対するご答弁については、ペーパー答弁書により会議の始まる前に全議員に配布することを提案します。合わせてご所見を伺います。

- 議長（西 文男君）管理者
- 管理者（今井力夫君）ただ今の沖野議員のご質問が2点ございましたので、順を追って回答して参ります。

1番目の「一般質問の質疑方式について」でございますけれども、組合議会における一般質問の質疑につきましては、「議会会議規則第45条」により「質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることはできない。」となっております、その規程に従ってこれまで質疑が行われているところでございます。議員ご提案の「質疑3回以内」とあるのを、いわゆる持ち時間を定め、その規定時間内であれば「質問回数を制限しない」に改善したい。という事ではありますが、これにつきましては、同条ただし書の中に「ただし、特に議長の許可を得た時はこの限りではない。」とございますので、議長の権限で可能であると考えます。したがって議員でご検討をいただき、会議時間内に議案審議等全ての議事日程が終了できるような時間の配分をお願いできればと考えております。

2番目につきまして「一般質問の答弁書の事前配布について」ですが、一般質問の答弁につきましては、議会の中で行われるものと考えております。解釈違いを防ぎ議論が噛み合わない、合うためにということでございますが、一般質問の通告にあたりましては、担当課から十分に説明を受けたうえで提出されているものと思いますので、解釈違いが生じることがないものと考えております。なお、事前配布につきましては、消防署員等の時間的な作成負担等の時間等も考え今後検討していくべき事項ではないのかと考えております。以上でございます。

- 議長（西 文男君）沖野君
- 1番（沖野一雄君）ただ今の1番目の私の提案に対するご答弁まさしくそのような形でやって頂きたいし、私があえて申し上げているのは、確かに規程の中では議長がしっかり許可をすればそれが出来る規程でしたけれども、いつも会議のたびに最初に議長が、「質問は三回までです。」というように三回質問をしないうちから最初からおっしゃいますから、それはちょっとおかしいんじゃないのか、ということで私はあえてこれを質問させていただきました。是非、規定時間も時間の許す範囲で、しっかりと規定時間の中であれば何度でも質問をしてできるような形で、やって頂きたいとこれは町民の為ですのでそのような形で是非、今ご答弁がありましたようにその様な方向で前向きにしっかりとやって頂きたいと是非、重ねてお願い申し上げます。1番目はOKです。

2番目について、ペーパー答弁書については今、管理者は事務局の負担、時間的な負担もあるということで検討します。というお話でしたけれどもそうではなくてペーパー答弁書全然時間かかりませんよ、どっちみち管理者には、ご答弁される側にはおそらく事務局の方からペーパーがいかれているでしょうからねお渡しされているでしょう。それを我々に渡して頂ければそれでいいんですよ。しかも事前にとっても一日前とか、二日前とかと要求しているわけではなくて、会議の始まる前、例えば先程の全協がありましたけれども、その全協の前にも配って頂ければそれで十分ですよ。

そうすることによってお互いに噛み合わない議論が例えば、勘違いしたり今みたいにご答弁された内容「あれ何だったけ」とか数字であるとか、あるいは場所であるとか、重要な言葉の意味であるとかの解釈を聞き間違えたりすることが十分あるわけですよ、そこのしっかり一回目の質問、それに対する一回目のご答弁非常に重要なんです。それに基づいて20分も30分もするわけなんですよ、そこをしっかりと前もってペーパーで配って頂きたい、インターネットで全国の先進事例を見て下さいやっている所いっぱいありますよ、与論町もそうしてあります。知名・和泊は私は存じ上げませんが、与論町の議会はそうにしてあります。ですからペーパーでお渡しする皆さんに配るのは全然私は手間な負担かからないし、それはむしろ良い議論をするためには、絶対必要だと思いますので是非、管理者を中心にそこをはっきりと明言というのは難しいと思いますが、前向きにご検討して頂きたいと思っておりますけれども、重ねて質問します。いかがでしょう。

○議長（西 文男君） 管理者

○管理者（今井力夫君） 今、議員がおっしゃるように私も議会等における答弁書の事前配布については、調べさせて頂きましてそういう事前配布をしている自治体というのが、全国に数ヶ所あるというのは把握しております。その事前配布の仕方も全議員に出したり、又はその質問をされた当本人に出すという二通りのやり方が日本全国で行われているような様子でございますので、先程申し上げましたように、皆さんに数日前とかそういうようになると署員の作成負担時間というのにも迫られてきますのでそういう意味でしばらく事務局の方もしっかり相談をしたうえで、この件については全員配布にするのか、又は個人配布にしていくのかというようなことも含めまして、しばらく検討する時間が必要かなと思っておりますので、今すぐここで次回からそうしましょう。というのではなくて、このあと次回の議会までの間には、我々検討して議員の皆さんにはこういう方向性でいかがなものかというのをご提案させて頂きたいという旨を申し上げます。

○議長（西 文男君） 沖野君

○1番（沖野一雄君） ありがとうございます。前向きに検討されるという事で一応安心はしました。是非、今管理者は全国でも数ヶ所とおっしゃいましたが、よく調べて頂ければ分かりますけれども沖縄でも10ヶ所以上の自治体がもうすでに二桁以上の自治体がすでに実施をしています。我々和論もそうしていますし、知名・和泊は私は分かりませんが、なぜそういうことを申し上げるかというとお分かりだと思いますけれども、しっかりお互いの争点の整理あるいは再質問のいわばガチンコ勝負ができるようにちゃんと本音の部分で討論が、議論ができるようにそれが我々3町の町民の為になりますので、我々議員というのは各それぞれの町を代表する議員として出来るだけ私達の組合活動が実りある町民の為の組合として、あるいは議会として機能するような形で私は進めて頂きたいと思うからこの様なことを申し上げているわけです。簡単なことです。ペーパーでおっしゃるように例えば、質問者だけに配るのも一つの案でしょう。しかし出来れば全議員の皆さんにしっかりと共通理解してもらおうという意味でも簡単な事ですよ、コピーするだけです、管理者に差し上げる答弁書をコピーしてお渡しするだけです、それも二、三日前とかじゃないですよ重ねて申し上げますけれどもまず、会議の始まる前までに準備して頂いて配るだけです。何も時間かからないし簡単なことですよ是非、次回の議会からそうして頂きたいと思っておりますけれども、今一度最後に今井管理者の覚悟のほどをお聞きして私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西 文男君） 管理者

○管理者（今井力夫君） この議会は議員がおっしゃるように、我々がそれぞれ所属しておりますその自治体の町民、島民の安心・安全をどう守っていくのか、町民福祉の向上をどうしていくのかというのは、そのためにこういう議会が開催されているものであるというのは重々理解しております。その中で議員としてはある議案について濃密な話をする為には、やはり一回目の事前答弁書というのを出して頂いた方が文言とか場所とかそういったもの、ミスが起らないであろうとそういう意図からやはり事前に配布して頂きたいと言うようなことでございますので、その点につきましては十分私の方も理解しておりますので先程申し上げましたように、担当事務局の方の考えも十分聞いたうえでこの件については、前向きに私も検討して参りたいという事で先程申し上げております。したがってですね我々のこの議会がより濃密なものでそして実のあるものに作り替えていくという方向性は同じように持っておりますのでその辺はご理解して頂いてですね。ガチンコ勝負という言葉がございましたけれども、常に私達は町民福祉のためにしっかりと議場の中では真剣に話し合いはしているものだと私は思っておりますので今、議員からお話があったように幾つかのパーソナルエラーみたいなのが出ないためには、事前にそういう資料があっても良いんじゃないのかと

いう事でございますので、この点につきましては事務局と私の方にしばらく検討する時間を頂ければというようにお願いをしたいと思います。

○1番（沖野一雄君）はい、以上です。

○議長（西文男君）これで沖野議員の一般質問を終わります。次に8番「喜山康三」君の発言を許可します。喜山君

○8番（喜山康三君）皆さん明けましておめでとうございます。一般質問を行います。

1.救急隊員が救急車内や事故現場で行う救急処置について

救急隊員が救急車内や事故現場等で処置出来る救急処置はどの様なものがあるか。気管切開吸引等は行われているのか。医師から指示を受けながら処置された事例があるか。あればその内容について

2.防災放送の在り方について

火災発生場所と防災放送内容に著しく違いがあり、消火活動に混乱をもたらしています。デジタル化移行後から起きている。再三の改善を求めているが、未だ改善出来ないのはなぜか。

3.通信設備更新について

通信設備等の更新が迫っているが、どの様な検討を行っているのか。構成町財政当局との打合せ等を密に進めているか。議会にも積極的に経緯説明を行うべき案件ではないかと思えます。以上3点よろしくお願ひします。

○議長（西文男君）管理者

○管理者（今井力夫君）喜山議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

1番目の救急隊員が救急車内や事故現場で行う救急処置についての件でございます。昭和53年の7月の消防庁告示第2号救急隊員の行う救急処置等の基準に定められております。具体的には気道の確保、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ、除細動、酸素吸入等があり救急救命士の処置としては、特定行為、乳酸リンゲル液を用いた静脈の確保の為の輸液アドレナリンの投与、器具を用いた気道の確保、ブドウ糖溶液等の投与などがございます。気管の切開吸引につきましては、現在実施しておりません。医師からの指示を受けての処置事例としては、乳酸リンゲル液を用いた静脈路の確保の為の輸液、アドレナリン投与とか、器具を用いた気道確保、ブドウ糖溶液等の投与などについては実施をしております。

2番目の防災無線の在り方についてのご質問でございます。平成27年の3月に消防救急無線デジタル化整備及び消防通信設備を導入し、119番回線を本署に一元化することにより分遣所における警防力の確保や位置情報システムによる災害発生場所の早期な特定、防災無線制御装置による防災無線での消防団要請が行われるように整備しております。しかし議員のご指摘のように災害場所と防災無線で放送した場所との相違事案が発生しております。原因といたしましては、火災通報時の通信員の聞き取り間違い、それから通報者の言葉の聞き取り困難事例、通報者が動揺していた為に通報時の集落、対象物の間違い、通信員の訓練不足による間違いなどがあり、今後は火災、救急車、町名の聞き取りを優先し、場所の特定や状況の聞き取りが困難な場合には、119番通報の早めの転送や予告指令等の通知を行うようにいたしました。今後はこの様なことが無いように定期的な検証を行いながら本署・分遣所が協力して取り組むことで、良い方向に向かっていくものではないかと考えております。

3番目の通信設備の更新等につきましてでございます。平成27年3月に運用開始しました。高規の消防通信指令システムの間、全更新費用が高額で合計約2億5000万円ほどになるという事から令和2年8月に通信指令台の検討委員会を立ち上げております。これまでに更新にかかる費用を削減する為に検討会は実施しております。検討会の内容といたしましては、指令台等の全更新について簡易型指令台の導入の時期、費用、必要な機器、またIP化対応の補修対応等につきまして、現在検討を行っております。構成町に対しましては運営協議会や3町で行う予算検討会等において通信指令台全更新費用等についても説明は時期を捉えて実施しております。また、議会に対しましては検討を重ね方向性がある程度ははっきりした時点では、報告説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）救急隊員が色々救急処置をされているという事で、静脈へのブドウ糖とかリン液とかその程度のような形で終えているような感じを受けるんですが、医師からの指示を受けてやるような重大な処置というか、そういう大きなようなことはされていないという事で分かりました。それを言うのは、デジタル化によって医師からの指示によって現場で処置をするとか、色んな形で

色々な機器を導入されておりますよね。設備とかが与論とかで本当に必要なかどうかというのが非常に疑問を持っていて、重症化とかに対処する設備というのを改めて救急車の中に処置する程の物が必要なかどうかという事で、将来そういう救急車の設備において、現在どういう状況になっているのかまた、職員がどういう事態まで対応出来るかという能力それから訓練様々な事案を考えた場合に極めて困難な状況じゃないかと、特に与論においては永良部、与論、地域地域がありますので、そういった所に疑問を持ったので質問をしたわけなんですけど、同じ救急車でも沖永良部に配置するのと、与論に配置するのは全く意味が違おうと思うんですよね、ある意味面積が大きい分それなりに地域事情を勘案しながらそういう設備導入も考えるべきじゃないかと思いますが、管理者いかがでしょうか。

○議長（西 文男君） 管理者

○管理者（今井力夫君） 今、設備機器をどの程度充実していくかというお話がメインな所でございましたけれども、救急車の中の設備をどう整えていくかというのも非常に大切な事だと思っております。合わせてそれだけの設備を使いこなしていける隊員というのをどう我々が育成していくのかと、この二つを二本柱として両方持っていないことには装置はある、機械はある、しかしそれを本当に問題は適正に扱えるのかどうなのか、とそういう技能を我々が職員をそこまで育成していけるのかと両方を並行して進めていかないと物は整備した。整備をしたのになぜこれを使わなかったのかと言われた時に非常に署員としては困る部分がございますので、今お話に出たのはドクターの範囲内はかなり突っ込んできている部分じゃないのかなと思われまますので、そういう意味で救急救命士の皆さんは、日頃からかなりの研修を積んでいらっしゃるけれども、機械が高度になればなるほど高度の知識と技量というのが要求されて参りますので、議員おっしゃるように設備等をどう充実させていくとかと同時にそれだけの物を扱える署員の技能というのを我々一緒に進めていく必要があるのではないかなと思っております。

○議長（西 文男君） 喜山君

○8番（喜山康三君） 管理者のおっしゃることは十分分かります。これが果たして現実的かなと疑問を持っているんですよね、救急がかかって医師が自宅にいらっしゃるわけなんですよね、その方が病院に駆けつけて消防署に連絡を取ってですね、無線で取りながら処置をやっている間には与論の場合は通報を受けてから覚知してから病院に搬送するまでにどんなに長くても5.6分ですよね、10分以内には搬送しているわけなんですよ、そういう現況のことを考えてみても与論町とか消防隊員の色々な事を考えてもかなりこういう処置をもし隊員に求めたら隊員のストレスというのは大変なものだと思うんですよ、生半可な形では出来ないと思うんで、もっとこう現実的にこの辺の在り方を再検討する事を要求しておきます。今後の設備導入とか施設整備の在り方における問題点としても一つ考えて頂ければとそういう事です。

2番に入ります。防災無線の在り方も改めて申し上げるわけでもなく平成27年度に導入する前から私消防議員でこういう事態があるという事は、再三一般質問で行っているんですよ、結局いくらデジタル化しようが設備が出来ようが、何しようが現場の区域を現場が分かるのはやっぱり地元なんですよね、おっしゃるように聞き取りミスだとか、通信員のミスだとかそういうのは色々ありますけれども、私与論で色々起きていることを聞いているんですよ、例えば、ある宿泊施設だと電話をしてもその宿泊施設からスマホで電話しても「どこにあるんですか。」と本署から言われるんですよ、いくら位置情報があっても現実にはそういうのが多発している状況じゃないかな。私は一事例しか聞いていないんですけど、必ずしもスマホから119番した時にも必ずこの方が現場にいるとは限らないかも知れないですよ、目撃してどこどの方向にどういふ火の手があがっているよ。どういふ事故が起こっているよ。と連絡することもあり得るわけですよ、だからと言って位置情報が必ずしもそれで正確さは示さないですよ、デジタル化とか位置情報とかそういう物に頼っては本当に緊急事態の時は駄目じゃないのか、ましては一件の事故とか事件ならまだしも津波とか起きて同時多発で起きた場合に混乱状況じゃないでしょうかね、だからそういうことを考えてみても、与論は与論の地域で自分なんかで体験する形の体制というのを通信体制というのを確立しないと私は本当に危機に対して対処出来ないんじゃないかと、そういう意味で質問をしているんですけど管理者いかがですか。

○議長（西 文男君） 消防長

○消防長（白石昭弘君） お答えします。先程からありましたけれども聞き取りミス、機器のミス、そうではなく分遣所は分遣所、本署は本署で119番を取った方が良いんじゃないのかと言ったご質問だったんですけども、本署で位置情報には頼ってはおりません。まずは通報者からの場所はどこ

ですか。「どこです。」聞き取れなくて観光客の方ならば「何か目標物はありますか。」とそういったことを聞いてどうしても分からない時に位置情報を選択して、それを目安しております。先日の通報においても位置情報は誤差15kmです。位置情報は使えないという状況ですので、決して位置情報には頼ってはならず、まずは通報者の場所、そこを重要視しております。先程議員もおっしゃったとおり本署の方も重々理解しまして、先日は職員を2名派遣をしまして、与論島の主な目標物これを視察をして研修しております。防災無線においても通報者に「ゆっくり」と「方言では話さないようにして下さい。」という事で先月ぐらいからお願いをしているところでございます。分遣所人数が少ないのでこのままの状態です。119番を本署で受け続けることが出来ないのかと、もう少し検討させて頂いて、もうそれでも出来ないという事であれば無線の検討委員会で本署は本署、分遣所は分遣所になるのかなと思っておりますので、今後の無線業務の検討委員会の動きを見守りたいと思います。以上です。

○議長（西 文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）消防長のご苦勞はよく分かっております。管理者が言われたようにですね、色んな設備とかそういう物に頼ってそういう通信設備とかそういう物に頼ることが、いざという危機が出た時には非常に困難な状況になり得る事が多いわけなんですよ、今、おっしゃるように2名与論に派遣しているということですので、与論の職員だってまともにまだ与論の色んな事もちろんと理解しているのかどうか出来るだけ休みがあったら廻って見るようにさせています。という分遣所長からも島がどういう具合になっているのか所員としてもちゃんと把握しなさい。ということで指示をされているみたいですが、地元の職員ですらそうですので、ましては方言も違い慌てる時は、方言も出てくる色んなのが出てきても地元はそれなりの地元のやり方がありますので、今後通信や指令台の在り方ですよ、これは3項目にも入りますけれども、この辺においてもかなり突っ込んだ形でやってもらわないで設備だけが更新すればいい、それを安く出来るか出来ないかの話を聞いているわけでは無いんですよ、きちんと機能している形になっていないから言っているんです。消防長おっしゃっていたんですけども、電話があってそれでもどうしても最後に位置情報をしているんだと、それは私なんかにはすれば本末転倒ですよ、最初に位置情報を捉えてじゃどの辺から発信しているなど、それからすぐ「どこですか。」との覚知の話では無く受け入れる仕方もおかしいとそういう意味で「防災放送の在り方について」は町民からも相当苦情がきているんです。前の野口議員も本署から文書がきていましたけれどもそういうことですので、この在り方を今後このような事が無いようにとおっしゃいますけれど、これはいつまでどの様な方法で解決する考えがあるのかどうか、それを伺います。

○議長（西 文男君）管理者

○管理者（今井力夫君）先程、消防長の方から色々説明があったんじゃないかなと思いますけれど、その検討会で今検討を始めている最中ですので、そこが結論が出た辺りで今ご質問のあったようないついつまでにどういうやり方をしていくというようなものも出てくると思います。この辺につきましては、この専門家の皆さんが会議の中でどうご判断されるのかそういう結論を持ってそしてまた、私達議会の場にも流れてくると思いますので、喜山議員その検討会の皆さんの審議というのを十分に私達も期待して待ちたいと思っておりますので、その時点で今ご質問の期日と期限等につきましては出てくるのかなと思いますので、そういうふうに私は考えております。

○議長（西 文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）3番に移ります。これも2番と同じ内容になるんですけど、デジタル化事業をする時に無線のデジタル化をしない。と国の指示に対して指令台という別の事業を持ってきて簡単な話が、抱き合わせ判断をしているんですよ、地域事情は考えないで指令台導入ありきでやっているわけなんです、与論島において沖永良部の指令台が出来たことによって不便被りない、不便というかこういう間違いきちとした消火活動も出来ない、そういう大きな問題点が出ているのに今日までこれを持ってきているわけなんですから、通信設備とか更新の前にどういう指令台とかどういう方法があるべきかを先に検討するべきなんです。設備うんぬんでは無く、今のやり方で良いのか。指令台が出来た時に当時の管理者の答弁は、これをするによって与論町の人件費が軽減できてもっとスムーズに出来るという説明を受けているんです。指令台がまた更新ですよ、今まで指令台に対してどれだけの通信費とかマイクロウェブの通信費から設備費から全て金額をあげて頂けませんか。いかがですか。

○議長（西 文男君）消防長

○消防長（白石昭弘君）喜山議員がおっしゃった、今までかかった通信費の経費については、後ほど

ペーパーで提出したいと思います。

○議長（西 文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）お金を使ったわりには、それだけのリターンが与論町民だったのかとあるわけなんですよ、この統合はやめて与論島で独立した形で指令台を持つことを考えないとこの問題は永遠に続くんじゃないかなと懸念しているんです。この辺を管理者、通信指令台の更新ありきとか設備ありきとかの問題ではなくて、今のやり方を見直さなければいけないとそういう意味で提案したいですけど、今までこれにどれだけ費用がかかったのか、どういう状況なのか私達議会の方にもこの辺の情報をもっとしっかり公開して欲しいと是非、お願いしますので消防長と管理者のご意見一言づつ頂いて終わりたいと思います。

○議長（西 文男君）消防長

○消防長（白石昭弘君）今、ちょうど検討委員会で検討されているところでございます。このまま本署に持って行くべきか、別々にするべきかを検討委員会でもう一度検討して、分遣所の所員の方からは強く本署で通信は受けて下さい。という要望がありますのでその辺も議員の皆さんと分遣所員とも話し合いをされて結果を出したいと思いますのでよろしくお願いします。今までかかった経費については集計をして提出します。以上です。

○議長（西 文男君）管理者

○管理者（今井力夫君）検討会等についての件は、消防長の方からありましたけれども是非ですね、分遣所内でこのことをどう捉えているのかという辺りをですね、地元の議員の皆さんと分遣所の皆さんも一緒に話し合いをする場を持って中身について分遣所はどういう悩みを持っているのか、今、議員がおっしゃっているような件について分遣所の皆さんどう考えているのかと、まずは一番身近にいる当事者同士の間で、現状というものをよくキャッチしていくのもこれから前に進むための前段階として必要なことじゃないかなと思っております。是非、我々も行政中にご質問がある時とにかく担当課とまず一回ゆっくり話してみして下さい。と言うような話を時折しますけれども是非、議員が今おっしゃっているようなミステイクが生じないためには、どれが一番要望して進めていくべきなのかというのが見えてくるんじゃないかなと思いますので是非、そういう話し合いの場を持って頂いて現場で所員のお話も聞いて頂ければなと思いますので、この件については分遣所長も何かご意見があればどうぞ

○議長（西 文男君）分遣所長

○分遣所長（本 哲文君）通信指令の導入の経緯についてなんですが、分遣所については人員が不足をしております、平成20年からですけれども約半数近くが2名で出動しているという状況が続いております。平成27年3月から通信指令を統合することによって救急出動の2名出動が0件になっております。救急出動の2名出動というのは、法令に反することですのでそれを解消するために通信指令台を導入し、通信員を置かない事によって所員全員を救急車に乗せながら活動出来るようにということでやっております。その1名が分遣所に残らず全員出ることが可能になった状況です、4名、例えば特定行為でおっしゃっていたCPAの状態ですね、静脈路の確保が必要な方であったり除細動の必要な方に対して4名で出動したりということが可能になっております。実際に1名はごく最近ですけれども社会復帰と、心肺停止の状態から除細動を行って社会復帰という事案も出ております。人員が不足している状態では、救急活動は非常に困難で通信指令台を入れるに当たってはやはり効果があったものだと私は考えております。以上です。

○議長（西 文男君）三回を超えましたが貴重な政策論争ですので、喜山君

○8番（喜山康三君）分遣所長の人員の少ないことと、私が今言っている論争というのは別の次元の話です。それは人員が少ないのは与論町が財政的にどういう形で人員を入れて増えるか増えないのかの話であって、今の状況でこれだけの混乱状況ではこういう話は私はおかしいなと思います。管理者が言われたように与論の役場当局と今所長から指摘されているように人員の増員の問題勿論、指令台を与論に置くことになったら人員を増やさなくてはならない当然ですよ、そういう意味も込めて指令台に経費がいくらかかっているのかということです。その辺も合わせて当局の方と消防、分遣所の方と議会後はですね、議会は私達3名ではなくって、議員全員で今の状況もよく話しはしているんです。今度これについて会合をもって色々ご検討をして頂くようお願いして私の質問を終わります。

○議長（西 文男君）これで喜山君の一般質問を終わります。

議案第1号審議

- 議長（西 文男君）**日程第6** 議案第1号「沖永良部与論地区広域事務組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明

- 議長（西 文男君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者
- 管理者（今井力夫君）ただ今、ご提案申し上げました。議案第1号は「沖永良部与論地区広域事務組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例について」の案件でございます。人事院勧告に基づき、俸給月額及び勤勉手当支給率の引上げについて所要の改正を行うものであります。宜しくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

質疑

- 議長（西 文男君）これから質疑を行います。沖野君
- 1番（沖野一雄君）私はこの条例改正案について反対するものではありません。人事院勧告ですので、これはそのとおり可決するべきだと考えますが一点だけ私前からですね、組合職員の皆様の給料のレベルですね、いわゆるその役場であればラスパイレス指数でどの程度の位置にあるというのは分かるわけですが各町の現状がですね、しかしこの消防あるいは介護職員のこの皆さんの給与の水準ですね、高いのか低いのか適当なのか、ちょっと低くなっているとそういうレベルを比較するような資料が無いんですよ全く、例えば総務省が色々出している各自自治体の色んなのを見てもですね、なかなかこの規模が小さすぎて分母が小さいものですから、なかなか数字が出しにくい出にくいあまり参考にならないという意見もあるのは私承知しているんですけども、それにしても例えば、自治体の他の一部事務組合とかですねそういうような所の比較がなかなか資料が我々には入手できない分からないという所があります。ですからこういう改正条例案を出されても検討のしようがないという意見の申しようがないとかそういう状態なんですね、そこをなんとかですね是非、事務局の皆さんには大変だと思いますけれど、他の組合との比較が出来るようなデータはあると思うんですよ、あるいはラスパイレス指数を出す時の基準にしたがって計算する方法はあると思うんですそういった所を我々にも数字を提供して頂きたいし、我々把握する必要があると思うんです議会としてですね、そこをいかがでしょうかね、消防長、あるいは総務課長どちらでも結構ですけど、その辺りのデータの開示とか数値を分かるような資料出来る範囲で結構ですけどなんか方法ありませんかね。
- 議長（西 文男君）総務課長
- 総務課長（通村隆彦君）お答えいたします。本組合の場合は、議員おっしゃったとおりラスパイレス指数というのを示しが出来ません。先程説明があったとおりに全体職員の数が少ないとそういった中で数字として出しても誤差が大きいといったことで数値が信憑性に欠けるとそういったこととなりますので、一部事務組合についてはラスパイレス指数について算定もしないし、公表もしないということになっております。3町と比べて給与水準はどうなのかあるいは、県内の他の組合消防と比べてどうなのかということですが3町との比較については、地方自治法の中で臨時行政の運営状況の公表といったことが義務づけられておりますので、その中で職員給与の状況についてはここで公表しているところですが、一応組合が公表している中では比較としては、組合、それから鹿児島県、国とですけども同じ要領でそれぞれの構成町が出しておりますので、我々の組合から構成町の数値の公表は出来ませんのでそういったので比較して頂ければ役場と組合との比較はどうなのかといった数字は出るのかなとは考えております。他の組合とはどうなのかと話ではございましたけれども、これについても同じ要領で出来ます。同じ要領で出来ることは出来るんですけども、この公表していない組合が何組合がございましたので、議員にお示しする数字としてはやはり全組合揃った中で出した方が適切だろうという事で、議員の皆様にはお配りはしませんでしたけれども数年前にはですね、全組合が揃えばその数値にしてもお出をして水準的にはこうですよといったことを理解して頂ければなどは考えております。以上です。

- 議長（西 文男君）沖野君

- 1番（沖野一雄君）あまり歯切れの良くない回答であれなんですけれども、我々としては議員の皆さん大体お分かりだと思いますけれども、役場については例えば、和泊町のラスパイレス指数最新の数値去年の4月1日現在で和泊が91.9ですよと、知名が95.5ですよと知名町が一番高いです。与論町が88.1ですよということで、これは皆がすでにご案内のとおりだと思いますけれども、少なくともですね、皆さんの組合職に係る給与が平均年齢で例えば何十点何歳ですよとか、あるいは平均給与あるいは平均給料でいくらですよと例えば32万5千円ですよとかそういう具体的な平均年齢、平均給与

あるいは平均給料こういった程度は出せると思うんですよね、その程度の必要最小限のラスパイルズ指数ではなくても結構ですので我々はそういった指数を把握しておく必要があると思うんです。やっぱり人件費というのは一番どんな仕事でもそうですけれども、一番重要なウエイトを占めるわけなんですよね、我々議会のこの組合の予算の中でも大きなウエイトが人件費ですので、そういった所は我々もしっかりチェックしていかないといけないし、皆さんの人事給与が適正に行われているのかどうかというのは当然我々が最も重要視しなければいけないテーマの一つですので是非、その所を分かる範囲で結構ですので我々にお示し頂ければと思います。管理者いかがでしょうか。

○議長（西 文男君） 管理者

○管理者（今井力夫君） 今議員がおっしゃている各自治体における給与がどうあるのかと、各自治体はすでに公表しなければいけない形になっておりますので、その自治体の給与体系がどうなっているのかというのは、その自治体のネットに入っていけば当然見れるようになっていくわけなんです。先程の話では役場がどうのこうのとおっしゃいましたので、各役場で分かりますよと、話をしているんですよ、この広域事務組合においてはどうかと、いう事ですのでそれについては各広域事務組合が公表しているところのデーターを我々はキャッチして議員にお見せすることは可能ですよという事でございます。

○議長（西 文男君） 沖野君

○1番（沖野一雄君） 可能ですよ、他の自治体公表するところは可能ですよ。というお話も大事ですけども、我々の組合について出来る範囲で平均給与、平均給料で平均年齢その所を最小限分かる所は我々に分かるように公表をお願いしますよという事です。管理者今一度お願いします。

○議長（西 文男君） 総務課長

○総務課長（通村隆彦君） お答えします。先程議員が申しあげました給与関係の公表ですけれども、この公表については先程申しあげましたように、人事行政のウエイトの運営状況の公表といったことで、本組合についても平均年齢それから平均給料月額それと平均給与月額これと平均給与国ベースで出したものと4項目については公表しております。この公表については勿論掲示板には掲示をするんですけれども、ホームページの方にも過去何年間分は見れるように掲載をしてありますので、一度ホームページをご覧頂ければよく理解頂けるのかなと思いますので公表しております。よろしくお願いいたします。

○1番（沖野一雄君） はい、結構です。以上です。

○議長（西 文男君） 私の方から議会の前にその公表してあるのをペーパーでいいですので、次回でもいいので配って頂ければというように思いますのでよろしくお願いします。暫時休憩

休憩（16時27分～16時31分）

○議長（西 文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。他に質問ございますか。
（質疑なしの声）

○議長（西 文男君） 「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

討論

○議長（西 文男君） これから「討論」を行います。
（討論なしの声）

○議長（西 文男君） 「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採決

○議長（西 文男君） これから「採決」を行います。議案第1号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

○議長（西 文男君） 「異議なし」と認めます。したがって議案第1号は可決されました。

議案第2号審議

○議長（西 文男君） **日程第7** 議案第2号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第2号）」を議案とします。

提案理由の説明

○議長（西 文男君） 本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君） ただ今、ご提案申しあげました。議案第2号は「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第2号）」の案件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入

歳出をそれぞれ655千円を減額し、歳入歳出の総額を420,220千円と定めるものであります。主なものとして、与論分遣所寄贈救急車事業の執行残額及び人事院勧告に基づく給与費の組み換え等の減額予算でございます。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

- 議長（西 文男君）これから質疑を行います。まず初めに「総括質疑」を許可します。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）
- 議長（西 文男君）次に「歳入歳出補正予算」の質疑を許可します。質疑は「歳入歳出」一括で行います。南君
- 5番（南 有隆君）7ページの8節旅費の中で救急救命士研修学力テストとあるんですけども、これについて説明をお願いします。
- 議長（西 文男君）分遣所長
- 分遣所長（本 哲文君）救急救命士の学力テストということで、令和5年度に救急救命士の養成課程に入校が決定しております。その方の基礎学力テストという事で11月に県庁の方で行われた学力テストの旅費についての補正になります。令和5年6月にも入学前テストという事でありまして。入校については9月からの予定になっております。以上です。
- 議長（西 文男君）南君
- 5番（南 有隆君）何名受けられて、結果とか内容がどうだったのか、よろしくお願いします。
- 議長（西 文男君）分遣所長
- 分遣所長（本 哲文君）入校が決まっているのは与論分遣所の1名です。結果については点数は申し上げられないですが、8割以上の出来だったとお答えしておきます。この学力テストで点数が悪かったりするとヘルスター九州の方から事前に学力不足だという事で指導する担当の方と私の方に連絡が来るようになっております。以上です。
- 議長（西 文男君）南君
- 5番（南 有隆君）国家試験という事なので中身もなんですけども、学力という事ですので現在また、中国とかからですね、インバウンドで観光客も増えてきています。そういった場合の対応として、外国語に対する対応とかそういった内容もテストに含まれているのか、お聞きします。
- 議長（西 文男君）分遣所長
- 分遣所長（本 哲文君）お答えします。外国語とかですねそういった所には対応しておりません。内容については救急救命士の特定行為である静脈路確保、除細動とかそういった形の内容になっております。また、救急救命士として必要な素質を半年間を使って育てていかなければならないと、現場で判断出来る色々な処置についてもそういった形で現場判断能力と技術といった所の習得に半年間を使って養成するものであります。以上です。
- 議長（西 文男君）南君
- 5番（南 有隆君）今言ったのはですね、先程の119番と同じで今、与論でも日本語をしゃべれない方がきていますのでそういった方々が万が一119番した時にどう対応出来るかというのもですね、やはりレベルアップのためには必要じゃないかなということで質問をさせて頂きました。以上です。
- 議長（西 文男君）前もって与論町、分遣所ともですね、十分打合せをしてその辺の形を政策論争にもっと深く持っていけるような形で今の最後の質問になってしまいましたので、4回目になりましたそういう形にするんですしたら質問した件を聞いておいて深めて頂ければというふうに思います。理解下さい。喜山君
- 8番（喜山康三君）7ページの消防車両整備事業ですね、寄贈があったという事でお聞きはしていますが、1,800万円で減額になっているわけなんですけど140万円ですか、これは現在使っていた救急車両の普通は何年間の耐用年数があるのか、今回交換した分の救急車は耐用年数が何年間ぐらい残っていたのか、それをどういう形で処分されたのか、これについて
- 議長（西 文男君）分遣所長
- 分遣所長（本 哲文君）お答えします。寄贈救急車の件については現在使っている救急車が10年です。更新については予備救急車の方の救急2号車になりますが、その更新に伴って申請したものであります。申請したところ高規格救急車の寄贈ということで承っております。現在の救急車が23年という結果になっております。およそ救急車によっては20年ぐらいを目処に検討していくという事になっております。この高規格救急車が入ったあとには現在の高規格の方が予備救急車の方にまわるという形になっております。以上です。

○議長（西 文男君）他に質疑ありませんか。「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

討 論

○議長（西 文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西 文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長（西 文男君）これから「採決」を行います。議案第2号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

本定例会に付された事件の審議は、全部終了しました。

これで令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回定例会を閉会します。

閉 会 16時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____